横浜市記者発表資料

令和６年８月８日
戸塚区税務課

戸塚区における固定資産税・都市計画税の賦課漏れについて

平成27年７月に現在の所有者であるＡ様が取得した土地について、区税務課における固定資産税・都市計画税の課税手続が適切に行われなかったため、平成28年度から令和６年度まで、賦課漏れの状態が継続していたことが判明しました。

Ａ様をはじめ、市民の皆様にご迷惑をおかけし、お詫び申し上げます。

１　経緯

平成27年７月　Ａ様が地方税法上非課税の取扱いとなっていた土地を購入。区税務課が課税の取扱いに変更すべきところを変更せず、以後も非課税の取扱いが継続。

令和６年６月　Ａ様から区税務課あてに当該土地の課税状況について確認の問合せ。区税務課において確認し、本来課税すべきところを非課税としており、賦課漏れ事案であることが判明。

令和６年７月　Ａ様を訪問し、このたびの事態を説明し、謝罪。

２　賦課漏れに係る影響額

(1)　追加課税分（令和２年度から６年度）約5,256万円

(2)　賦課権消滅分（平成28年度から31年度）約3,639万円

※ 地方税法第17条の５第５項の規定により、法定納期限の翌日から起算して５年を経過した日以後は賦課することができません。

３　発生原因

非課税の取扱いとなっている土地が、所有権移転に伴い課税となる場合は、法務局からの登記済通知に基づく所有権移転の入力と併せて、課税対象へと変更する入力を行う必要がありますが、当時、この入力操作が行われておらず、また、入力確認のチェックでも見落としたため、賦課漏れとなっていました。

４　今後の対応

Ａ様へは地方税法の規定に基づき、追加課税分について手続きを行ってまいります。

５　再発防止策

同様の事案が再び発生することのないようチェック体制・手順を再度確認し、見直しを行い、賦課漏れがないように徹底します。

戸塚区長　近藤　武　コメント

この度は、関係者及び市民の皆様にご迷惑をおかけしましたこと、さらには市民の皆様の税に対する信頼を損ねたことに対して深くお詫び申し上げます。

今後は、このようなことがないよう、適正な課税事務の執行を徹底してまいります。

問合せ先
戸塚区税務課長　堀内　久一　Tel 045-866-8350